

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人聖ヒルダ会の理事、評議員、監事等に対して支給する旅費及び報酬について基準を定め適正な支出を図ることを目的とする。

(命令者)

第2条 命令者は理事長として、理事長が事故にあるときはその代理者とする。

(旅費・報酬)

第3条 命令者により対象になる旅費、報酬を支給する。

(旅費の種類)

第4条 命令による出張者に対しては次に定める出張旅費を支給する。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合にはその実費とする。

(報酬)

第5条 理事会、評議員会及び法人の主催する会議等に出席した場合は1回3,000円を支給する。
理事長においては月額 100,000円を支給する。
常務理事においては月額 80,000円を支給する。

(自動車利用による場合の交通費)

第7条 自動車の運行に伴う通行料、駐車料、ガソリン代、その他の経費は実費を支給する。

第8条 事故等による損害賠償等の経費は個人負担とする。

(宿泊料)

第9条 1日20,000円を限度として実費を支給する。

(役員会旅費)

第10条 理事会、評議員会等出席に伴う旅費は会場までの実費として百円未満切り上げとする。

(役員報酬)

第11条 定期的に法人の業務で施設等出向いた場合は、別表に定める役員報酬を支給する。

(その他)

第 12 条 これらの条項に該当しない事項については命令者が理事会に諮り決定するものとする。

附 則

この規程は平成 14 年 4 月 1 日より施行する
この規程は平成 24 年 6 月 1 日より施行する
この規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する

別 表

報酬

半日 3,000円	1日 7,000円
-----------	-----------

理事長職

月 額 100,000円

常務理事職

月 額 80,000円
